

2024 年度 日本体育社会学会(体育社会学専門領域) 第 2 回総会

■日時 2024 年 8 月 31 日 (土) 13 : 30 - 14 : 00

■場所 福岡大学 AB01 教室

■開会挨拶 会長／専門領域代表 松尾 哲矢

■議題

I. 議長、議事録署名人の選出

II. 会則の改訂について

III. 役員選出内規の改訂について

IV. 2025-26 年度会長・理事選挙について

V. その他

■報告

I. 2024 年度 活動報告

II. 諸規程の改訂について

III. 学会賞について

IV. 第 3 回日本体育社会学会大会の開催日について

V. テキスト出版プロジェクトについて

VI. その他

・専門領域連絡会議の報告について

■閉会

以上

■議題

II. 「会則」の改訂案（理事会決定、総会決議）

改訂案	現行
<p>(第4章 会員)</p> <p>第4条 会員は、前条の目的に賛同する者で、以下の種別からなる。</p> <p>(1) 正会員：一般社団法人日本体育・スポーツ・健康学会（以下、日本体育・スポーツ・健康学会）体育社会学専門領域の会費を納入した者、あるいは、日本体育・スポーツ・健康学会会員以外で、理事会の承認を得た者とする。</p> <p>(2) 学生会員：日本体育・スポーツ・健康学会会員以外で、理事会の承認を得た学生は学生会員になることができる。なお、大学、または関連する研究・教育機関の常勤の職にある者はこの種別の会員になることはできない。</p> <p>(3) 名誉会員：総会の承認を得て、本学会に貢献のあった者を名誉会員にすることができる。</p>	<p>(第4章 会員)</p> <p>第4条 会員は、前条の目的に賛同する者で、一般社団法人日本体育・スポーツ・健康学会（以下、日本体育・スポーツ・健康学会）体育社会学専門領域の会費を納入した者とする。なお、総会の承認を得て、本学会に貢献のあった者を名誉会員にすることができる。</p>
<p>(第5章 役員)</p> <p>第5条 本会に次の役員を置く。なお、役員は正会員から選出され、日本体育・スポーツ・健康学会体育社会学専門領域の役員を兼ねる。</p> <p>(1) 会長（日本体育・スポーツ・健康学会体育社会学専門領域の代表を兼ねる）</p> <p>(2) 副会長を置くことができる</p> <p>(3) 理事長</p> <p>(4) 理事</p> <p>(5) 監事</p> <p>(6) 事務局長</p>	<p>(第5章 役員)</p> <p>第5条 本会に次の役員を置く。なお、役員は日本体育・スポーツ・健康学会体育社会学専門領域の役員を兼ねる。</p> <p>(1) 会長（日本体育・スポーツ・健康学会体育社会学専門領域の代表を兼ねる）</p> <p>(2) 副会長を置くことができる</p> <p>(3) 理事長</p> <p>(4) 理事</p> <p>(5) 監事</p> <p>(6) 事務局長</p>
<p>第8条 本会は、日本体育・スポーツ・健康学会会員の中から日本体育・スポーツ・健康学会代議員を選出する。</p>	<p>第8条 本会は、日本体育・スポーツ・健康学会代議員を選出する。</p>
<p>第9条 代議員選出に関しては日本体育・スポーツ・健康学会代議員選挙規程第3条に基づいて行うこととし、選挙権は日本体育・スポーツ・健康学会会員のみが有する。</p>	<p>第9条 代議員選出に関しては日本体育・スポーツ・健康学会代議員選挙規程第3条に基づいて行う。</p>
<p>第16条 本会の経費は次の収入によって支出する。</p> <p>(1) 会員の会費（日本体育・スポーツ・健康学会所属の正会員は年額3,000円、それ以外の正会員は5,000円、学生会員は3,000円とする。名誉会員からは徴収しない）</p>	<p>第16条 本会の経費は次の収入によって支出する。</p> <p>(1) 会員の会費（年額1人3,000円）。ただし、名誉会員からは徴収しない。</p> <p>(2) 日本体育・スポーツ・健康学会からの助成金</p> <p>(3) 個人または他の機関からの寄付金</p>

い)。 (2) 日本体育・スポーツ・健康学会からの助成金 (3) 個人または他の機関からの寄付金	
--	--

III. 役員選出内規」の改訂案（理事会決定、総会承認）

改訂案	現行
第1条 会長は、正会員および名誉会員による選挙（単記無記名投票）によって正会員から1名選出する。得票数が同じであるときは、抽選によって定める。	第1条 会長は、会員による選挙（単記無記名投票）で1名選出する。得票数が同じであるときは、抽選によって定める。
第4条 理事は、正会員および名誉会員による選挙（3名連記投票）によって正会員から選出する。得票数が同じであるときは、抽選によって定める。	第4条 理事は、会員による選挙（3名連記投票）で選出する。得票数が同じであるときは、抽選によって定める。
第5条 理事は全国選出6名、地区選出17名の23名とする。会長は会員の地区、研究領域およびジェンダーバランスに配慮して必要と認めるときは、選挙結果を参照して2名以内の正会員を理事として指名の上補充することができる。ただし、この指名、補充された理事の数は定数の中に入らないものとする。	第5条 理事は全国選出6名、地区選出17名の23名とする。
第16条 選挙の管理は、選挙管理委員が行い、事務局が補佐する。	第16条 選挙の管理は、事務局が行う。
第17条 有権者名簿は、会員の住所録をもってかえることができる。被選挙権ならびに選挙権を有するのは、事務局が定めた日までに当該年度までの会費を納入した正会員に限る。名誉会員については、選挙権のみを有することになる。	
2 事務局が定めた日までに退会の意思表示を行った会員は、被選挙権ならびに選挙権を有しないものとする。	
第18条 この内規の改廃は、理事会の議を経て決定し、総会の承認を受けるものとする。	第17条 この内規の改廃は、理事会の議を経て決定し、総会の承認を受けるものとする。

IV. 2025-26年度会長・理事選挙について

(1) 「選挙管理委員選出規程」の改訂（理事会決定、報告事項）

改訂案	現行
(目的) 第1条 本規程は一般社団法人日本体育・スポーツ・健康学会代議員選挙規程第2条、及び日本体育社会学会役員選出内規第17条に基づき、選挙管理委員の選出方法について定める。	(目的) 第1条 本規程は一般社団法人日本体育・スポーツ・健康学会代議員選挙規程第2条に基づき、選出する学会選出選挙管理委員の選出方法について定める。
(委員) 第2条 会長は日本体育・スポーツ・健康学会所属の正会員の中から委員長1名と副委員長1名を理事会に推薦し承認を得るもの	(委員) 第2条 会長は正会員の中から本部への推薦者1名と補佐1名を理事会に推薦し承認を得るものとする。

<p>とする。</p> <p>2 委員長は日本体育・スポーツ・健康学会の代議員選挙において、本部から要請があったときには本部推薦候補者とする。</p> <p>3 委員に欠員が生じたときには第 1 項と同様の手続きで委員を選任する。</p> <p>4 委員は会長が委嘱する。</p> <p>(任期)</p> <p>第 3 条 委員の任期は 2 年とし、その期間は理事任期に準ずる。</p> <p>(改廃)</p> <p>第 4 条 本規程の改廃は、理事会において決定する。</p>	<p>2 本部推薦者が途中で諸事情により欠員となった場合には、前項選出の補佐を本部推薦候補者とする。</p> <p>(改廃)</p> <p>第 3 条 本規程の改廃は、理事会において決定する。</p>
---	--

(2) 選挙管理委員の選出

- ・委員長： 、委員：
- ・選挙事務：事務局

(3) 選挙権・被選挙権の有無（「役員選出内規」第 17 条）

会員種別	選挙権	被選挙権
正会員	○	○
学生会員	—	—
名誉会員	○	—

- ・被選挙権ならびに選挙権について
- ・新会員制度の運用開始について

(参考) 「役員選出内規」第 17 条

第 17 条 有権者名簿は、会員の住所録をもってかえることができる。被選挙権ならびに選挙権を有するのは、事務局が定めた日までに当該年度までの会費を納入した正会員に限る。名誉会員については、選挙権のみを有することになる。

2 事務局が定めた日までに退会の意思表示を行った会員は、被選挙権ならびに選挙権を有しないものとする。

(4) 選挙の方法

- ・電子システムを用いて投票を行う。スケジュールについては後日確定。

V. その他

■報告

I. 2024 年度 活動報告

II. 諸規程の改訂について

- ・「選挙管理委員選出規程」の改訂案（理事会決定）

- ・「日本体育社会学会の会長および理事選挙について」の改訂案（理事会決定）

改訂案	現行
5. 会長は会員の地区、研究領域およびジェンダーバランスに配慮して必要と認めるときは、選挙結果を参照して2名以内の正会員を理事として指名の上補充することができる。ただし、この指名、補充された理事の数は定数の中に入らないものとする。	

- ・「日本体育社会学会 経費支出基準内規」の改訂案（理事会決定）

改訂案	現行
<p>(経費の定義)</p> <p>第2条 講師謝金とは、本会の事業として開催される学会大会および各種研究発表会等の招聘講師に対して支払われる報酬をいう。</p> <p>2 アルバイト謝金とは、本会の事業および業務においてアルバイトを臨時雇用した場合に支給する謝金をいう。</p> <p>3 旅費とは、本会の事業および業務上必要と認める場合に支出する実費当額の旅費をいう。ただし、日本体育社会学会の会員は、日本体育社会学会大会、及び日本体育・スポーツ・健康学会大会に対する旅費を支給しないこととする。</p> <p>4 会議費とは、会議室賃借料および機器使用料と会議出席者への弁当および茶菓代をいう。</p>	<p>(経費の定義)</p> <p>第2条 講師謝金とは、本会の事業として開催される学会大会および各種研究発表会等の招聘講師に対して支払われる報酬をいう。</p> <p>2 アルバイト謝金とは、本会の事業および業務においてアルバイトを臨時雇用した場合に支給する謝金をいう。</p> <p>3 旅費とは、本会の事業および業務上必要と認める場合に支出する実費当額の旅費をいう。</p> <p>4 会議費とは、会議室賃借料および機器使用料と会議出席者への弁当および茶菓代をいう。</p>

Ⅲ. 学会賞について

選考スケジュール

- ① 2024年3月 第8回理事会において選考スケジュールの承認
「日本体育社会学会賞 選考規程」の改訂
- ② 2024年6月 第2回学会大会（関西大学）において選考委員候補者推薦委員の確定
「日本体育社会学会賞 選考規程」の改訂を総会報告
- ③ 2024年8月21日 選考委員候補者推薦委員会、選考委員の選定→理事会に推薦
- ④ 2024年8月31日 日本体育・スポーツ・健康学会（福岡大学）理事会において選考委員の審議・承認
- ⑤ 2024年10月 会員へ第1回推薦依頼メール
- ⑥ 2024年12月 会員へ第2回推薦依頼メール
- ⑦ 2025年1月 会員へ第3回推薦依頼メール
- ⑧ 2025年3月末 推薦締め切りと審査対象論文等の一覧を作成
- ⑨ 2025年4月上旬 選考委員会へ審査依頼
2ヶ月間の審査期間
6月上旬 審査結果を報告 会長へ報告
理事会へ審査結果の報告、了承をもって最終決定
- ⑩ 2025年6月 第3回学会大会時に結果報告と副賞の授与

Ⅳ. 第3回日本体育社会学会大会の開催日について

・2025年6月21(土)・22日(日) 東北大学

V. テキスト出版プロジェクトについて

VI. その他

・専門領域連絡会議の報告について

以上